

学校法人 神戸女学院
理事長 森 孝一 殿

要 求 書

2011年3月9日
神戸女学院大学教職員組合
委員長・石川康宏

学院教学の充実、経営の発展に対する日頃のご努力に敬意を表します。

3月2日に実施された2011年度の超過勤務時間にかかわる総務部長・経理部長・総務課長と当組合執行委員会の話し合いにもとづき、以下を要求いたします。

文書でのご回答を、よろしくお願いいたします。

記

1、2011年度の超過勤務にかかわり賃金不払残業（サービス残業）が発生することがないように、すべての残業を正確に申告することの必要と義務を全職員に徹底していただくこと。

2、労使の協力のもとに賃金不払残業の解消をふくむ労働環境の改善に取り組む委員会（厚生労働省も推奨している）を設置すること。

〔付記〕同委員会は法的に可能であれば現在の「衛生委員会」を「労働衛生委員会」などに拡充するものであっても良いと考えます。なお、その際には当組合からの出席者（組合代表）は現在の1名から2名に増員していただきたいと思います。

〔参考〕厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-3a.pdf>

以上